

## 試験・レポート等の不正行為に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、不正行為についての事態に対応するための事項を以下のように定める。

- (1) 調査委員会の設置
- (2) 調査委員の構成
- (3) 調査委員会の業務
- (4) 懲戒
- (5) 調査委員の任期

(調査委員会の設置)

第2条 学長は、教員及び学生から試験・レポート等で不正行為が行われたとの届け出があった場合、学則第43条に基づき調査委員会を設置する。

(調査委員の構成)

第3条 調査委員会は、学長の指示により、教務委員会を中心とし、その他必要な人員をもって構成するものとする。

(調査委員会の業務)

第4条 調査委員会は不正行為の有無を調査し、不正行為があった場合は相応の罰則を検討して、結果を教授会に報告する。

2. 調査の手順、罰則については、別に細則を定めるものとする。

(懲戒)

第5条 学長は、不正行為を行った学生に対して、適正な措置をとる。

(調査委員の任期)

第6条 調査委員の任期は、当該案件を調査・検討し、結果を教授会に報告し、結果が了承されることによって終了するものとする。

附 則

この規程は、平成18年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月20日から施行し、改正後の副学長に係わる部分は平成20年4月1日から、学生・就転職委員会に係わる部分は平成21年5月21日から運用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。